特集・都市化と財政

都市化と財政

类的现在分词形态主流



その1 <事業執行と予算配分> 吉沢高一郎

その2 <座談会――都市化と財政>

小玉重光

佐久間健生

成川 登

長谷川久男

吉沢高一郎

和田瑞男

水島敏彦 岡村 駿

その1

事業執行と予算配分

一事業局からみての予算査定,事業執行 上に係る問題点---

吉沢高一郎

事業執行のあり方

事業執行とは事業執行担当部局が、与えられた職 員と機構の中で, 与えられた予算にしたがって, 定められた手続をふんで仕事をしてゆくことであ るが、そうした事業執行の過程では、機構や予算 では捨象してある様々な具体的判断や折衝を要す る場合がありまた思わぬ障害や人間関係、対市民 関係の行き詰りや、誤解等に遭遇して解決を迫ら れる場合もある。特に市民の具体的な要望あるい は陳情については積極的な解答と迅速な実践を求 められている現在においては, 事業執行は定型的 な事務手続の範囲を脱して、主体的な活動となら ざるを得ないはずである。そうして現在ほど、そ うした事業執行に対する主体性と意欲を求められ ている時代はないのであるが、それを基本的に支 えるべきものは結局機構や予算であり、機構や予 算は本来的に硬直化し易い面を持っていて, 逆に 意欲的な事業執行を阻害する傾向になりやすい。 即ち機構の持っている法的な制約あるいは事業執 行に対する対策の限界, 現行地方財政制度の中で の財政能力, あるいは財政が本来持っている経費 配分上の限界が、そのまま事業執行の限界となっ ている傾向があり, 事業執行担当部局はやむを得 ず解決すべき問題点をかかえたまま, そのワクの 中に安住し勝ちである。勿論、そうした事情を解 決する努力は常に考えられており, 政府に対する

地方財政制度改善に係る運動,あるいは機構改革, 予算の重点的な配分等について相当の配慮をされ ているが, 事業執行担当部局の立場から見て方法 論的に若干の問題点があるといわざるを得ない。 機構及び予算については別項で論ずるが、一般論 として事業執行担当部局が企画、財政、機構、人 事等を掌る管理部局の示している政策や予算や機 構のワクの中で、 累増する行政需要と住民要望と の板ばさみにあって、極端にいえば、日々やりく りといい訳で過している状況では、事業執行の主 体性を保ってゆく余地はないのであって、管理部 局の立場は押しつけられた統制ではなく, むしろ 事業執行担当部局から吸収されて来る行政需要や 住民要望を政策の中に転化しあるいは公共の中に 具体化し、その実現の手段を決定してゆく調整の 立場にあるべきであり、事業執行担当部局の事業 執行を支えるものでなければならない。両部門の 関係は従来は多分に相互けん制の傾向があり、そ れが政策の浸透と行政の秩序と権威を守ってきた が、第一義的に住民福祉の実現をはかるべき現時 点にいたっては、事業執行担当部局と管理部局の 協調の努力と相互信頼の中から政策が決定し、機 構や予算が措置され事業執行がなされなければな らない。このような協調と信頼を基調にした市民 福祉実現の方向は、中央行政機構と地域行政機構 との関係においても同様であり、特に地元住民に 対する説得と共鳴を要する地域行政機関のあり方 については、その主体的な活動をできるだけ充分 保証されなければならないと考える。

2 1 7 5 7 5 5 5

予算査定は各事業執行担当部局の要求書に基いて 財政担当部局が行う予算調整事務であるが事務的 な説明聴取から市長査定を通じて充分検討し論議

をつくして行うものであって、その過程で明細な **積算から政策的な経費配分まで配慮される極めて** 精密な作業である。それが現行地方財政制度の限 られた財源のワク内での経費配分であるという点 について, 予算要求している各事業執行担当部局 から見ると、若干の不足や不満を生ずることがあ るとしても, それはまた予算査定する財政担当局 にとっても同様の不足不満があるはずであるし, 首脳部にとっては, 尚更大きな政策的積み残しを 常に持っているはずである。そうしたことが地方 財政制度の改革への強い要望につながっている訳 であり、特に財政需要の急増せざるを得ない大都 市財政に対する政府の基本的対策を要求せざるを 得ないのである。事業執行担当局としては予算査 定がそうしたワクの中の財源配分の問題であり, 全体の経費配分のバランスの中にある実情を知れ ば、そのバランスのあり方に若干の意見はあると しても大局として納得せざるを得ない説得力があ る。また予算査定は原理的にワク配分ではなく事 業経費の査定の積上げであるので、事業執行担当 部局の要求と予算査定額との差については積算と 理論づけがかなり明細に行われており、それにつ いて事業執行担当部局からみれば、個々の点につ いて異論もでるが、それも財源配分の事情を考え た中では了解せざるを得ない面が多分にある。即 ち予算査定を経費配分あるいは収支適合のための 経費積算の技術的事務として見た場合、事業執行 担当局の要求と説明を財政的枠内で、実績をふま えたかなり高度の判断と詳細な作業の中で処理し ているものと考えられる。ただ予算執行担当部局 が予算を具体的な事業執行の根拠とする場合,予 算査定の技術的割り切り方が現実の必要に合わな い面が若干生じてくるのも事実であるので、予算 積算の基礎データをできるだけ実行に合わせてゆ く努力が必要であろう。事業執行の経費の原則は 必要な経費を必要なだけ執行するという以外にな

い訳であり、いわゆる「何とかなる」と「何とかする」という予算と執行の底流にある意識は、結局、事業執行担当者として市民に直接対面する第一線の執行機関に影響を及ぼす事が多い。また事業執行担当部局は事業執行を与えられた予算の執行という立場でなく、住民福祉の実現をたえず住民から求められている立場で執行しなければならないので、そういう点での事業執行担当部局の主体制の確保について、財政担当部局を含めた管理部局は充分協力すべきであろう。

3---経費配分の問題点

経費配分は限られた財源のワク内の配分のことで あり、本質的に極めて政策的な面があるので、事 業執行担当部局として、議論する余地は余りない が、経費配分が内容としてかなり固定的であるの は, 財政の本質に根ざすものではあるが問題であ る。実際,予算の内容を経費配分という点からみ ると,人件費等の義務的経費は別としても,各事 業執行担当部局の事業費あるいは補助交付金等の 移転的経費が特定の機構を通じて、特定の行政対 象と結びついていて実質的には義務経費となって いる形が多く,経費配分は結局実績主義にならざ るを得ないのが実態のようである。このような経 費配分の固定化による財政の硬直を改善しようと する試みは今までも種々行われていて、補助金等 の打切り, 事務事業の転換等の形で実行されてい るが、事業執行担当部局や財政当局の判断や決断 の外に要因があり経費配分に実効ある対策が講じ きれないのが実情である。経費配分の原則が実績 主義であるということは、事業執行担当部局の予 算要求としては実績のある経費及びその増嵩を別 として、住民要望の特に強くなっている経費や新 しい行政需要をまかなう経費を求めなければなら

ないし、財政担当局としては先ず新規経費を抑えることにより収支適合を図らなければならない訳である。経費配分の固定化の要因を内部的事情に限ってみると、目的別に細分化されている事業執行担当部局の機構と、現行の実績主義の予算要求の方法あるいは実績を重点とした積上げ方法による事業別予算査定等のあり方の中に若干経費の固定化を助長する傾向が認められる。そこで事業執行担当部局がすべての要求を充足する予算要求をしてその経費配分的選択を予算査定に委せてゆくという従来の手法をできるだけ自主的な必要性の充足、経費配分の選択に置きなおしてゆくと共に、事業執行の流動性のある現実に対応できる事業経費の策定を考えるべきであろう。

4---経費配分と機構

予算の経費配分は事業執行担当部局としての機構 を通じて行政対象と結びついており, 経費配分の 固定化は、第一次的には機構と深く係り合ってい る。また事業執行にとっても機構は執行機能その ものであり、機構の問題は事業執行と予算を結ぶ ものとして検討されなければならない。機構の原 則的なあり方は地方自治法に示されているように 目的別であり, 行政区域内の行政を目的別に分掌 させた事業執行担当部局により執行させ、対策的 経済的に行政目的を実現出来るよう考えられ、そ の目的別分掌は予算の分類と適合させてある。し かし指定都市のように広大な行政区域と大きな行 政需要を持っている都市の場合、目的別機構を細 分化せざるを得なくなり, また質的要請から技術 的専門分野を集約化した性質別機構も必要とし た。しかしそのような機構の分化は行政執行の弾 力性と総合調整力を失い、経費配分の固定化を強 くするので、最近では目的別あるいは性質別機能

を特定の政策の中で調整してゆく政策的機能集約 機構が設置されるようになってきている。このよ うに目的別機構、性質別機構、政策的機能集約機 構が中央の機構として混在してきていることは, 大都市の行政と政策の特徴を機構で表現している ことで、やむを得ない点はあるが、行政の二重構 造化,予算分科と機構との不適合による予算目的 と政策との不調和、行政費用の複雑化等を来すお それがあり、予算と事業執行を結ぶ体制としては 必ずしも充分であるとはいい難い点がある。そこ で、予算と機構と事業執行の制度的原点にかえっ て検討してみると、量的にも質的にも大きな機能 を要求されかつ住民に直結した行政も与えられて いる大都市を, 行政的に適正規模を持っている市 町村と同じような制度の中で規定していることが・ 問題となる。勿論他の市町村と異り制度的に地域 別機構を持っているが、それは目的別の中央機構 に付属する形である。機構は本質的には地域別が 目的別に優先すべきものであり、目的別機構は地 域別機構の内容として、即ち主体的に行政機能を 発揮できる地域を限度としてあるべきものである ので、大都市においては中央機構の複雑化をさけ 主体的な権限と事業執行能力を持った地域別機構 を整備すべきであると考えられる。かかる体制の 中で予算と機構との適合性が生れてゆけば、事業 執行に係る調整機能も強化され、住民福祉の実現 を軸にした経費配分と事業執行が期待される。

<道路局管理部総務課長>

都市化と財政 その 2

■座談会

都市化と財政

――事業執行と経費配分をめぐって――

小玉重光<民生局青少年部児童課児童係長> 佐久間健生<市民局市民部市民課市民係長> 成川 登<財政局財務部財務課予算第二係長> 長谷川久男<民生局松風学園副園長> 吉沢高一郎<道路局管理部総務課長> 和田瑞男<選挙管理委員会事務局長>

<司会>

水島敏彦<企画調整室企画課> 岡村 駿<企画調整室都市科学研究室>

1——基本的命題

水島 事業局からみた予算査定と事業執行体制について 吉沢さんに書いてもらいましたが、この座談会ではその 吉沢論文をもとにしてもう少し深めたいと思います。な まの声をだしてもらいたいのです。文字にされた中にオブラートをかぶっているものなどいろいろあるが、吉沢 論文をもとにして話を進めていき、その中でいろいろな 問題点をとりあげて論じていただきます。

吉沢 事業執行と経費配分あるいは予算配分についての問題点はいろいろあって詳しく書けばきりがない。あまり具体的になるとまとまりがなくなる。そこで私の論文ではそれらに関する基本的な問題を出してみようと思ったが結果としては常識的な問題提起になってしまった。まず事業局では最近市民からの要望が増大し,それに即応した仕事を積極的にやりたいという意欲も大きくなっているが,予算,機構,人事という行財政の枠の中で制